

「細則 2-3 可搬式制御機器の使用に係る自主保安基準」の解説

可搬式制御機器は、顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフ S S」という。）において、顧客に給油許可等を出すことができる携帯型の制御装置です。

令和 2 年国通知により、制御卓の制御装置によらず、可搬式制御機器を使用して給油許可を出すことが認められました。

当該通知により、可搬式制御機器を使用するセルフ S S は、可搬式制御機器の取扱い基準である細則 2-3 を定める必要があります。

関係通知：【R 2. 3.27 消防危 87】

細則 2-3 可搬式制御機器の使用に係る自主保安基準	
定める必要がある施設	顧客自らの給油作業等を制御するために可搬式制御機器を使用する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所
第 1 総則 当所の可搬式制御機器を使用する顧客自らの給油作業等の監視業務は、本編及び関係する細則によるほか、第 2 で定める「可搬式制御機器の取扱い基準」に基づき行うものとする。	
第 2 可搬式制御機器の取扱い基準	
1 可搬式制御機器は、 防爆構造のもの又は「IEC 60950-1」、「JIS C 6950-1」、「IEC 62368-1」、「JIS C 62368-1」 のうちいずれかの規格に適合したものを使用するものとする。	
2 可搬式制御機器は、肩掛け紐付きカバー又はアームバンドによる落下防止の保護措置を講じるものとする。	
3 可搬式制御機器は、当所内のみで使用するものとする。	
4 火災等の災害発生時は、安全が確認されるまで可搬式制御機器を使用しないものとする。	
5 所長は、1 から 4 が遵守されるように管理するものとする。	
6 火災発生時に迅速に初期消火できるように、消火器の設置場所が適正であることを日頃から確認するものとする。	
7 所長は、可搬式制御機器を使用する危険物取扱者等に対して災害発生時における応急対応を含め可搬式制御機器を運用するために必要な教育及び訓練を行うものとする。	
8 制御卓に監視者がおらず、可搬式制御機器で給油許可を出す場合は、直接顧客の給油等の状況を視認した上で行うものとする。	
9 その他	

防爆構造のもの又は「IEC 60950-1」、「JIS C 6950-1」、「IEC 62368-1」、「JIS C 62368-1」のうちいずれかの基準に適合したものを使用する必要がありますと国通知で示されています。

「防爆構造」は、電気機械器具防爆構造規格（昭和 44 年労働省告示第 16 号）（* 1 参照）等に適合するものです。

「IEC」とは国際電気標準会議のことで、電気・電子に関する国際規格です。

「JIS」とは日本産業規格のことで、日本の規格です。

特記すべき事項がある場合、追加で記載してください。

* 1 電気機械器具防爆構造規格（昭和 44 年労働省告示第 16 号）（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=74038000&dataType=0&pageNo=1